

住居表示実施に伴う地域包括支援センターの日常生活圏域の変更について

1 変更の理由

平成24年7月に基幹型地域包括支援センターが開設され、市内を5つの日常生活圏域に分け、それぞれの圏域に地域包括支援センターを設置しているところであるが、平成24年10月と平成25年10月の住居表示実施に伴い、現在、中央東圏域と東圏域の一部で、同一町丁名であるにも関わらず、別の日常生活圏域に属する地域ができています。

同一町丁名を同一の日常生活圏域にすることで、住民の利便性の向上を図るため、圏域の変更を実施する。

2 変更案

同一町丁名であるにも関わらず、別の日常生活圏域に属する地域を、下記のとおり変更する。

圏域	旧住所	新住所
中央東圏域	大沼町1～7丁目 (大沼町5丁目19番を除く) 花小金井8丁目2～10番 天神町2丁目25～29番	大沼町1～7丁目
東圏域	天神町1～4丁目 (天神町2丁目25～29番を除く) 花小金井1～8丁目 (花小金井8丁目2～10番を除く) 大沼町5丁目19番	天神町1～4丁目 花小金井1～8丁目

※ 変更箇所のみを表示

3 変更の時期

平成26年4月1日

圏域変更に伴う住所の新旧対照表

圏域	旧住所	新住所
西圏域	中島町 たかの台 上水新町 1～3丁目 小川町 1丁目 栄町 1～3丁目 上水本町 1丁目 津田町 1丁目	変更なし
中央西圏域	小川西町 1～5丁目 小川東町 1～5丁目 上水本町 2～6丁目 津田町 2～3丁目 学園西町 1～3丁目	変更なし
中央圏域	小川東町 小川町 2丁目 学園東町 1丁目	変更なし
中央東圏域	上水南町 1～4丁目 喜平町 1～3丁目 学園東町 2～3丁目 学園東町 仲町 美園町 1～3丁目 大沼町 1～7丁目 (大沼町 5丁目 19番を除く) 花小金井 8丁目 2～10番 天神町 2丁目 25～29番	上水南町 1～4丁目 喜平町 1～3丁目 学園東町 2～3丁目 学園東町 仲町 美園町 1～3丁目 大沼町 1～7丁目
東圏域	回田町 御幸町 鈴木町 1～2丁目 天神町 1～4丁目 (天神町 2丁目 25～29番を除く) 花小金井南町 1～3丁目 花小金井 1～8丁目 (花小金井 8丁目 2～10番を除く) 大沼町 5丁目 19番	回田町 御幸町 鈴木町 1～2丁目 天神町 1～4丁目 花小金井南町 1～3丁目 花小金井 1～8丁目